

要件及び就農形態等に関する付票

新規就農者育成総合対策就農準備資金の交付前の要件・責務等の確認及び研修終了後の就農形態などについて、下記のとおり確認しましたので研修計画承認申請書に添付します。

令和 年 月 日
住所

本人氏名（自署）

※申請者が農大生の場合
令和 年 月 日
住所
保護者氏名（自署）
（続柄： ）
（成年の場合は父母等氏名を記載のこと）

記

| | |
|------|--|
| 就農形態 | ※ 就農形態を選択してください。 <input type="checkbox"/> 独立・自営就農 → I～Ⅲを確認してください。 <input type="checkbox"/> 雇用就農 → I、Ⅱ、Ⅳを確認してください。 <input type="checkbox"/> 親元就農 → I、Ⅱ、Ⅲ、Ⅴを確認してください。 |
|------|--|

※ 各問に☑をしてください。

※ 全ての欄に☑が入らなければ、就農準備資金の申請を行うことは出来ません。

I 全体に関する確認

- 研修状況報告、就農状況報告、就農報告、住所等変更報告、就農遅延報告、就農中断報告などの提出期限を守り適切に報告します。なお、報告期限内に報告書が提出されない場合は、資金の停止又は全額を一括自主返還しなければならないことを理解し承知しています。
- 交付期間内に、農業経営人材育成研修プログラム（農林水産省が経営発展・就農促進委託事業により作成した研修プログラムをいう。）の初級コースなど、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了することを承知しています。
- 審査会及び国の会計実地検査等で資料等の提出を求められた場合は速やかに対応します。
- もし今回の審査で不採択となっても異議申し立てはしません。
- 新規就農者育成総合対策就農準備資金交付対象者は確定申告を行う必要があることを理解し承知しています。
- 以下の場合は、資金の一部又は全額を一括自主返還しなければならないことを理解し承知しています。
 - ・ 研修を中止・休止した場合。

- ・適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合。
- ・研修状況報告、就農状況報告、就農報告、就農中断報告などの届が報告期限内に提出されない場合。
- ・国内での最長2年間の研修後に最長1年間の海外研修を実施した者が、就農後5年以内に計画した農業経営を実現できなかった場合。
- ・虚偽の申請等を行った場合。

II 県が認める実施機関（教育機関、研修機関で研修する場合は記入不要です。）

- 就農予定地の市町村へ就農相談をし、研修計画等（研修計画、付票）の作成について指導・助言を受けています。
 - 私は市町村担当者（氏名）_____と十分に就農相談をしています。
- ※申請者が記入する。

III 独立・自営就農する場合

- 研修終了後1年以内に独立・自営就農（注1）が出来ない場合は、全額を一括自主返還しなければならないことを理解し承知しています。
- 就農後5年以内に認定農業者又は認定新規就農者の認定を受けなかった場合は、全額を一括自主返還しなければならないことを理解し承知しています。
- 認定農業者制度、認定新規就農者制度について市町村から説明を受け、スケジュールや認定要件について理解しています。

※認定農業者、認定新規就農者は市町村が認定を行います。

※市町村をまたいで営農する場合は県が認定農業者の認定を行います。

- 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農継続しない場合、全額を一括返還しなければならないことを理解し承知しています。
- 農地確保の予定について
 - 本人所有 本人借入
 - 交渉中 情報収集中 未着手
- 農地の取得や貸借について、研修終了後1年以内に農業委員会を通した許可を得る必要があることを理解し承知しています。
- 主要な農業機械・施設の取得について
 - 本人所有 本人借入 情報収集中 未着手

注1) 独立・自営就農とは、以下のア～エを全て満たすことを言います。

ア 農地の所有権又は利用権を本人が有していること

※ 「農地の所有権又は利用権を有している」とは、農業委員会を通した手続きを行ったものであること。

※ 「親族」とは3親等以内の者をいう。

イ 主要な機械・施設を本人が所有又は借りていること

ウ 生産物等を本人名義で出荷・取引すること

エ 農産物の売上や経費の支出など経営収支を本人名義の通帳・帳簿で管理すること

※ なお、就農報告時に、本人所有又は賃貸する農地及び農業施設・機械一覧、契約書（写）、本人名義の通帳（写）等を証明書類として提出すること

オ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること

※開業届の提出をすること

IV 雇用就農する場合

- 正社員として期間の定めのない雇用契約を締結
- 通算5年以上の有期雇用契約を締結
- 研修終了後5年以内に独立・自営就農
- 研修終了後5年以内に法人の共同経営者

- 農業法人等への就職活動について
 - 内定済み 就職活動中 情報収集中 未着手
(内定先: _____)
- 雇用就農の見込みについて(※「内定済み」以外の方はチェックしてください。)
 - あり なし 不明
- 希望する雇用先について
 - 農業法人 (具体的に _____)

- 雇用就農した後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、雇用就農を継続(注2)しない場合、全額を一括返還しなければならないことを理解し承知しています。
 - はい いいえ

- 雇用就農をしますが、将来は独立・自営就農を予定しています。
 - はい いいえ
- III 独立・自営就農する場合を確認してください。

- 雇用就農をしますが、将来は法人の共同経営者を予定しています。
- V 親元就農する場合を確認してください。

注2) 雇用就農先は途中で変更することも可能です。

V 親元就農(注3)する場合

- 就農後5年以内に、当該農業経営の全体を継承するか、法人化されている場合は当該法人の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む。)又は独立・自営就農(IIIの要件を満たす者に限る以下同じ。)とならなかった場合、全額を一括返還しなければならないことを理解し承知しています。
- 研修終了後に親元就農する場合は、確約書を提出するので就農形態の変更ができないことを理解し承知しています。

注3) 親元就農とは、以下の要件を満たすことを言います。

- ア 家族経営協定を締結し研修終了後、1年以内に就農届の添付書類として提出すること。
- イ 青色専従者給与に関する届出書を添付書類として提出すること。
- ウ 就農後5年以内に当該農業経営全体を継承又は当該経営が法人化されている場合は当該経営の経営者(親族との共同経営者になる場合を含む)となることを計画申請時に確約すること。
- エ 研修後5年以内に独立・自営就農(親の農業経営とは別に新たな部門を開始)の要件を満たすこと。